2019年（令和元年）10月13日（日）

しんぶん赤旗

三島市 再開発用地安売り

市民側の訴えを棄却

静岡地裁

静岡県三島市のＪＲ三島駅南口西街区の再開発事業をめぐり、市が西街区の土地を市土地開発公社から事前の約束通りに土地を買い取らなかったのは違法行為だと訴えた裁判の判決が11日、静岡地裁でありました。増田吉則裁判長は、訴えを棄却する不当な決定をくだしました。

市民団体代表の渡辺豊博氏（69）が豊岡武士市長を相手取り訴えたもの。市と公社は一昨年8月、私有地の土地0・31㌶をホテル建設用地として東急電鉄に売却しました。原告は、市が公社から東急電鉄に直接売却したため、7・7億円の価値のある土地を約半分の価格で売却したと批判。転売差益の約2億7300万円を取得し損ねて住民に損害を与え、安価な譲渡及び売却の議決を市議会でえなかったのは自治法違反などと訴えていました。

判決は、市が公社から土地を買い取り転売すれば、市が得られたであろう約2億7000万円の転売利益は地方自治法が規定する債権にはあたらないと門前払いとしました。そのほかの原告、被告の双方の主張については言及しませんでした。

記者会見で渡辺氏は、控訴すると明言。「官製談合の疑いもあり、さまざまな市民の疑問に対して答えをだしていただけず残念だ。すでにホテルは建設中で一部の市民からの批判で、私も怖い思いもしたが、強い意思でここまできた。でも間違ったことはたださなければいけない。東街区再開発も同様に、不透明性、疑義のある形で進められているとしたら許せません」と語りました。